

ID: 354

担当部署: 市民生活部 生活環境課

処分の概要	犬の予防注射済票の交付
法 令 名根 拠条項	狂犬病予防法 第5条第2項
法令番号	昭和25年法律第247号

【基準】

法第5条第1項及び第2項の規定による。

(予防注射)

- 第5条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。
- 2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を 交付しなければならない。

標準処理期間 7日	
-----------	--

備考

	設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	
--	-------	-----------------	---------	---	---	---	--